

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 3 年 3 月 定 例 会 会 議 録				
1 日 時	令和3年3月18日(木) 午後2時から3時37分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	清水 隆			
4 出席した委員の氏名	一	委員 大保木道子	二	委員 金井 裕
	三	委員 安田美詠子	四	委員 久保田篤正
5 欠席した委員の氏名	五	委員 加藤潤一		
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	清水教育長： 令和3年北本市教育委員会3月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和3年北本市教育委員会第1回臨時会及び2月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。  — 各委員、特に意見なし —  清水教育長： 会議録は、承認する。			
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の安田委員にお願いする。			
4 議事の取扱いの発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が9件、議案が14件の計23件である。 なお、本日の教委報告第9号については個人情報扱う案件、教委議案第18号から第24号までについては人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。  — 全員、異議なしの声 —  清水教育長： それでは、教委報告第9号、教委議案第18号から第24号までについては、「非公開」で審議することに決する。			
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。大竹教育部長より、報告事項についてお願いする。  大竹教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第7号から第15号までの計9			

<p>(1) 教委報告第7号「教育長の決裁処分」</p> <p>(2) 教委報告第8号「北本市立教育センター令和3年度事業計画等について」</p>	<p>件である。教委報告第7号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。</p> <p>清水教育長：はじめに、教委報告第7号の1番「第23回 二藍舎かな書展」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長：（教委報告第7号の1番の説明）</p> <p>清水教育長：教委報告第7号の1番について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長：教委報告第7号の1番については、了承する。</p> <p>清水教育長：続いて、教委報告第8号「北本市立教育センター令和3年度事業計画等について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長：（教委報告第8号の説明）</p> <p>清水教育長：教委報告第8号について、質疑はあるか。</p>
<p>(3) 教委報告第10号「北本市立体育センター令和3年度事業計画について」</p> <p>(4) 教委報告第11号「市民大学きたもと学苑の令和2年度の実施状況について」</p>	<p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長：教委報告第8号については、了承とする。</p> <p>清水教育長：続いて、教委報告第10号「北本市立体育センター令和3年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長：（教委報告第10号の説明）</p> <p>清水教育長：教委報告第10号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長：教委報告第10号については、了承とする。</p> <p>清水教育長：続いて、教委報告第11号「市民大学きたもと学苑の令和2年度の実施状況について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長：（教委報告第11号の説明）</p> <p>清水教育長：教委報告第11号について、質疑はあるか。</p>

	<p>金井委員： コロナ禍のなかにおいて、今後、在宅でも受講できる講座等は考えているのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 今のところ、リモートでの配信や在宅での受講といったことは考えていない。ただ、今後は考えていく必要があると思われる。</p> <p>金井委員： インターネット環境の必要なリモート講座だけではなく、在宅で何かを作るといった通信講座のようなものについても、今後ご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第11号については、了承とする。</p>
(5) 教委報告第12号「北本市野外活動センター令和3年度事業計画について」	<p>清水教育長： 続いて、教委報告第12号「北本市野外活動センター令和3年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第12号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第12号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 非常に魅力的な事業も増えており、今後についても頑張ってもらいたい。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第12号については、了承とする。</p>
(6) 教委報告第13号「北本市地区公民館等令和3年度事業計画について」	<p>清水教育長： 続いて、教委報告第13号「北本市地区公民館等令和3年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第13号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第13号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第13号については、了承とする。</p>
(7) 教委報告第14号「北本市文化センター	<p>清水教育長： 続いて、教委報告第14号「北本市文化センター令和3年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第14号の説明)</p>

<p>令和3年度事業計画について</p> <p>(8) 教委報告第15号「北本市立こども図書館令和3年度事業計画について」</p>	<p>清水教育長： 教委報告第14号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第14号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第15号「北本市立こども図書館令和3年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第15号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第15号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 次年度の収支及び事業計画についてはご説明いただいたが、今年度の収支内容についてはいつごろ確定するか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 決算が5月ごろまとまるので、それ以降になる。</p> <p>久保田委員： コロナ禍のなかにおいて、こども図書館に限らず、収支が厳しい事業所は見受けられるか。</p>
<p>6 議案審議</p> <p>(9) 教委議案第11号「令和3年度教育行政の重点施策について」</p>	<p>柳井生涯学習課長： どの事業者についても楽観しできる状況ではない。特に、文化センター、野外活動センター、体育センターについては、今回、損失が発生したため、損失補償ということで令和3年3月議会において議案が可決されれば、補償を行う予定である。</p> <p>安田委員： 資料の中にある、小学生や障がい児のための出張お話し会とはどのような施設において行うのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 学童、保育所などや、障がい児施設などを想定している。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第15号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 議案審議に入る。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第11号「令和3年度教育行政の重点施策について」、本議案については大竹教育部長より、説明をお願いします。</p> <p>山下学校教育課副課長： (教委議案第11号の説明)</p>

	<p>清水教育長： 教委議案第11号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第11号については、可決する。</p> <p>清水教育長： それでは、教委議案第12号「令和3年度指導の重点について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>山下学校教育課副課長： (教委議案第12号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第12号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 資料には認定こども園とあるが、具体的にはどのようなものか。</p> <p>坂口学校教育課長： 幼児教育・保育を一体的に行う施設のことである。</p> <p>加藤委員： 前回定例会の報告書を活かす意味においてもスクールソーシャルワーカーについて、目立つよう記述があっても良いのではと感じたので意見である。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第12号については、可決する。</p>
<p>(10) 教委議案第12号「令和3年度指導の重点について」</p>	
<p>(11) 教委議案第13号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第13号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第13号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第13号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第13号については、可決する。</p>
<p>(12) 教委議案第14号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第14号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第14号の説明)</p>

	<p>清水教育長： 教委議案第14号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： これまで、支弁区分はなかったのか。</p> <p>坂口学校教育課長： これまでは支弁区分を設けず、2.5倍未満の世帯については同金額を補助していた。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第14号については、可決する。</p>
<p>(13) 教委議案第15号「北本市立小・中学校事務の共同実施に関する規程について」</p> <p>(14) 教委議案第16号「北本市立小・中学校事務の共同実施推進協議会設置要領について」</p> <p>(15) 教委議案第17号「北本市立小・中学校事務の共同実施グループ連絡調整会議設置要領について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第15号「北本市立小・中学校事務の共同実施運営規程について」、教委議案第16号「北本市立小・中学校事務の共同実施推進協議会設置要領について」及び、教委議案第17号「北本市立小・中学校事務の共同実施組織連絡会議設置要領について」、この3件については関連性があるため一括審議とし、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第15号から第17号までの説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第15号から第17号までについて、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 学校の事務職員が、一人プラスされるということか。</p> <p>坂口学校教育課長： 定数は一名のみである。これからは、学校ごとにグループを組み、相互点検作業や、様々な文書の確認などを行い、ミスの無いように事務を進めていくことになるものである。</p> <p>大保木委員： 本取組について、先行している自治体はあるのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 既に、埼玉県内の多くの自治体に取り組んでいるものである。</p> <p>安田委員： グループを組むことで、事務員が相互に、それぞれの仕事を手伝うことになるのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 手伝いとまではいかないが、相互チェックをすることで、事務がより確実なものとして遂行されると考える。</p> <p>金井委員： PTA会費の集金方法は統一されているのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 一部で現金集金している学校もある。グループ内の学校で</p>

	<p>は、集金方法について統一できるよう進められればと思う。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第15号から第17号までについては、一括して可決する。</p>
7 非公開審議	<p>清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。</p>
(16) 教委報告第9号「令和2年度就学支援委員会の支援結果について」	<p>清水教育長： 続いて、教委報告第9号「令和2年度就学支援委員会の支援結果について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委報告第9号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第9号について、質疑はあるか。</p> <p>加藤委員： 医療的ケアが必要な子供の、特別支援学級及び特別支援学校の希望はどのように把握しているのか。</p> <p>坂口学校教育課長： まずは、保育園や幼稚園から報告があがってくる。また、教育委員会から指導主事も確認に行っており、その中で情報共有されているものである。</p> <p>加藤委員： 医療的ケアが必要な児童の受け入れ態勢は取れているのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 状況にもよる。例えば、頻繁に痰の吸引が必要な児童であれば、それに対応できる人員が配置できるかといったように、状況によって対応できれば受け入れ可能であり、逆に、対応が難しければ保護者と協議のうえ合意を諮る必要があるといった具合である。</p> <p>安田委員： 通級指導教室は、通常は児童生徒一人で通学するのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 中学生は一人で登校を認めている。小学生は、交通安全の観点から保護者の送迎をお願いしている。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第9号については、可決する。</p>
(17) 教委議案第19号「教育相談員の任用に	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第19号「教育相談員の任用について」、教委議案第20号「教育センター所長の任命について」及び、教委議案第21号「教育指導員の任用について」、この3件に</p>

<p>ついて」</p> <p>(18) 教委議案第20号「教育センター所長の任命について」</p> <p>(19) 教委議案第21号「教育指導員の任用について」</p> <p>(20) 委議案第22号「社会教育指導員の任用について」</p>	<p>ついては関連性があるため一括審議とし、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第19号から第21号までの説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第19号から第21号までについて、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第19号から第21号までについては、一括して可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第22号「社会教育指導員の任用について」、この案件は生涯学習課及び文化財保護課の両課に関連する案件となるが、説明に関しては、生涯学習課より、一括して説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委議案第22号の説明)</p>
<p>(21) 教委議案第23号「北本市スポーツ推進委員の委嘱について」</p> <p>(22) 教委議案第24号「北本市</p>	<p>清水教育長： 教委議案第22号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 社会教育指導員は、勤務場所はどこか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 市役所内の文化財保護課と生涯学習課に勤務している。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第22号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第23号「北本市スポーツ推進委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委議案第23号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第23号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第23号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第24号「北本市文化財保護審議会委員の委嘱について」、文化財保護課より、説明をお願いします。</p>



<p>文化財保護審議会委員の委嘱について」</p> <p>(21) 教委議案第18号「人事異動に関する意見聴取について」</p> <p>7 閉会の宣言</p>	<p>吉見文化財保護課長： (教委議案第24号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第24号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第24号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第18号「人事異動に関する意見聴取について」、この案件に関する説明は、わたくし清水より説明する。</p> <p>清水教育長： (教委議案第18号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第18号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第18号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和3年4月22日</p> <p>教育長 清水 隆</p> <p>署名委員 安田 美詠子</p> <p>書記 栗原 弘行</p>

